

○本庄市水道事業給水条例

平成18年1月10日条例第181号

改正

平成19年3月26日条例第11号
平成20年12月26日条例第36号
平成25年12月27日条例第39号
令和元年7月3日条例第11号
令和2年1月6日条例第10号
令和4年12月28日条例第29号
令和6年3月29日条例第22号
令和6年9月27日条例第34号
令和7年6月27日条例第33号

本庄市水道事業給水条例

目次

第1章 総則（第1条—第5条）
第2章 給水装置の工事及び費用（第6条—第14条）
第3章 給水（第15条—第24条）
第4章 料金及び手数料（第25条—第32条）
第5章 貯水槽水道（第33条・第34条）
第6章 管理（第35条—第38条）
第7章 補則（第39条）
第8章 罰則（第40条・第41条）
附則

第1章 総則
（目的）
第1条 この条例は、本庄市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。
（給水区域）
第2条 本庄市水道事業の給水区域は、本庄市水道事業の設置等に関する条例（平成18年本庄市条例第178号）に定めるとおりとする。
（給水装置の定義）
第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために市長の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
（給水装置の種類）
第4条 給水装置は、次の3種とする。
（1）専用給水装置 1世帯又は1か所で専用するもの
（2）共用給水装置 2世帯又は2か所以上で共用するもの
（3）私設消火栓 消防用に使用するもの
（給水装置の用途区分）
第5条 前条第1号及び第2号の給水装置の用途区分は、次のとおりとする。
（1）一般用 家事用並びに次号及び第3号に属さないもの
（2）浴場営業用 一般公衆浴場の用に使用するもの
（3）集合用 平成6年3月31日までに設置したもののうち、共同住宅の適用を受けず、2世帯以上で使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用
（給水装置の新設等の申込み）
第6条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、市長が定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。
2 前項の申込みがあった場合において、市長が、必要と認めるときは、利害関係人の同意書又はこれに代わる書類の提出を求めることができる。
（加入金）
第7条 給水装置の新設又は改造（水道メーター（以下「メーター」という。）の口径を増径（以下「増径」という。）する場合に限る。）の申込みをしようとする者は、別表第1に掲げる区分による金額を加入金として納付しなければならない。この場合において、増径しようとする者が納付する加入金の額は、新口径と旧口径に係る加入金の額との差額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が別に定める共同住宅等における給水装置若しくは流末装置(受水槽以下の給水用具をいう。)の新設又は共同住宅等のメーター設置数を増加する場合において増径若しくは増設しようとする者は、メーターの口径の区分に応じ、別表第1に掲げる区分の加入金の額に新設又は増径若しくは増設しようとするメーター数を乗じて得た額を加入金として納付しなければならない。
- 3 前2項の加入金は、工事申込者から申込みと同時にこれを徴収する。
- 4 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、第1項及び第2項に規定する加入金を減額し、又は免除することができる。
- 5 既納の加入金は、還付しない。ただし、工事の申込みの取消し、設計の変更等市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
(新設等の費用負担)

第8条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、市長が特に必要があると認めたものについては、市において、その費用を負担することができる。
(工事の施行)

- 第9条 第6条第1項の申込みに係る工事(以下「給水装置工事」という。)は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、他の地方公共団体の管理者又は管理者の権限を行う長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると市長が認めるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に市長の工事検査を受けなければならない。
 - 3 指定給水装置工事事業者に関する事項については、市長が別に定める。
(構造及び材質)

第9条の2 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に定める基準に適合するものでなければならない。
(給水管及び給水用具の指定)

- 第10条 市長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。
- 2 市長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。
 - 3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。
(工事費の算出方法)

第11条 市長が施行する給水装置工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- (1) 材料費
 - (2) 運搬費
 - (3) 労力費
 - (4) 道路復旧費
 - (5) 工事監督費
 - (6) 諸経費
- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
 - 3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に市長が定める。
(工事費の予納)

第12条 市長に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、市長が、その必要がないと認めた工事については、この限りでない。

- 2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算する。
(第三者の異議についての責任)

第13条 市長が施行する給水装置の工事に関し利害関係人その他の者から異議があるときは、工事申込者の責任とする。
(給水装置の変更等の工事)

第14条 市長は、配水管の移転その他の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくとも、当該工事を施行することができ、これに要する費用は、原因者の負担とする。

第3章 給水

(給水の原則)

- 第15条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。
- 2 前項の場合において、給水を制限し、又は停止しようとするときは、市長は、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
 - 3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても市は、その責めを負わない。
(給水契約の申込み)

第16条 水道を使用しようとする者は、市長が定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。
(給水装置の所有者の代理人)

第17条 給水装置の所有者が、給水区域内に居住しないとき、又は市長が必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、給水区域内に居住する代理人を定め市長に届け出なければならない。
(管理人の選定)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、市長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
 - (2) 給水装置を共用する者
 - (3) その他市長が必要と認めた者
- 2 市長は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。
- (メーターの設置)

第19条 市長は、使用水量を計量するため、給水装置にメーターを設置する。この場合において、必要があると認めるときは、受水槽以下の装置にメーターを設置することができる。

(メーターの貸与)

第20条 メーターは、市長が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)に保管させる。

- 2 前項に規定する保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。
 - 3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又は毀損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。
- (水道の使用開始、休止等の届出)

第21条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用を開始し、休止し、又は廃止しようとするとき。
 - (2) 用途を変更するとき。
 - (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。
- 2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。
- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
 - (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
 - (3) 消防用として水道を使用したとき。
 - (4) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。
 - (5) 集合用建物の使用世帯に異動があったとき。
 - (6) その他市長への届出事項に変更があったとき。
- (私設消火栓の使用)

第22条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか、使用してはならない。ただし、市長が公益上その必要を認めて特に承認したときは、この限りでない。

- 2 私設消火栓を、消防の演習に使用するときは、市長が指定する市職員の立会いを受けなければならない。
- (水道使用者等の管理上の責任)

第23条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに市長に届け出なければならない。

- 2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。
 - 3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。
- (給水装置及び水質の検査)

第24条 市長は、給水装置の機能又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知するものとする。

- 2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第25条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の使用者又は管理人から徴収する。

- 2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。
 - 3 地方公共団体等の共同住宅については、別に市長の定めるところにより料金を徴収することができる。
- (料金)

第26条 料金は、別表第2に定める基本料金と超過料金の合計額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(料金の算定)

第27条 料金は、料金算定の基準日としてあらかじめ市長が定めた日(以下「定例日」という。)にメーターの検針(以下「検針」という。)を行い、次のとおり算定する。

- (1) 毎月に検針するものについては、定例日の属する月分として料金を算定する。
 - (2) 隔月に検針するものについては、定例日に2か月分の使用水量を一括して検針し、その使用水量により定例日の属する月分及び前月分の料金を算定する。この場合の使用水量は、各月均等とみなす。この場合において、各月の使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、検針の日の属する月分の端数は切り捨て、その前月分の端数は1立方メートルとして算定する。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、やむを得ない理由があるときは、定例日以外の日に検針を行うことができる。
- (使用水量及び用途の認定)

第28条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
 - (2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
 - (3) 使用水量が不明のとき。
 - (4) 共用給水装置により、水道を使用するとき。
- 2 前項の規定に基づき使用水量を認定する場合は、前3回調定の平均使用水量、前年同期の使用水量その他の事情を考慮して認定する。
- (特別な場合における料金の算定)

第29条 月の中途において水道の使用を開始し、又は休止したときの料金は、次のとおりとする。

- (1) 検針日を基準として、使用日数が31日未満のときは、1か月分として算定する。
 - (2) 検針日を基準として使用日数が31日以上ときは、2か月分として算定する。
- 2 月の中途にメーターの口径に変更があったときの料金は、その使用日数の多い方に従ってこれを徴収する。ただし、使用日数が等しいときは、新しい方に従う。
- 3 月の中途において、水道の使用を休止し、又は廃止した場合は、随時料金を徴収する。

(料金の徴収)

第30条 料金は、払込み、口座振替又は指定納付受託者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者をいう。)による納付の方法により毎月又は隔月に徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(手数料)

第31条 市長は、次の各号の区分により、申込者から申込みの際、手数料を徴収する。ただし、市長が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後、徴収することができる。

- (1) 給水装置工事の設計をするとき
1件につき工事設計額(機械損料、諸経費を除く。)に100分の7を乗じて得た額とする。ただし、その額に100円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。
 - (2) 設計審査をするとき
メーター口径20ミリメートル以下 1件につき 1,000円
メーター口径25ミリメートル以上 1件につき 2,000円
 - (3) しゅん工検査をするとき
メーター口径20ミリメートル以下 1件につき 2,000円
メーター口径25ミリメートル以上 1件につき 4,000円
 - (4) 水道に関する証明をするとき 1件につき 200円
 - (5) 指定給水装置工事事業者の指定又は指定の更新をするとき 1件につき 10,000円
 - (6) 第36条第2項の確認をするとき 1回につき 2,000円
- 2 既納の手数料は、特別の理由のない限り還付しない。

(料金等の減免)

第32条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、納付しなければならない料金、手数料その他の費用を減額し、又は免除することができる。

第5章 貯水槽水道

(市の責務)

第33条 市長は、法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道(以下「貯水槽水道」という。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第34条 貯水槽水道のうち法第3条第7項に定める簡易専用水道(以下「簡易専用水道」という。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、市長が定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第6章 管理

(給水装置の検査等)

第35条 市長は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

2 市長は、メーターの管理上又は点検上必要があると認めるときは、受水槽以下の装置について調査し、水道使用者等に対し必要な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第36条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、第9条の2に規定する基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が第9条の2に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第37条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が、第11条に規定する工事費、第23条に規定する修繕費、第25条に規定する料金又は第31条に規定する手数料を指定の期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が、正当な理由がなくて、第27条に規定する検針又は第35条に規定する検査若しくは調査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 水道の利用者が、給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連結して使用する場合において、警告を発しても、なおこれを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第38条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が、60日以上所在不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が、使用休止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めるとき。

第7章 補則

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第8章 罰則

(過料)

第40条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第6条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者
 - (2) 正当な理由がなくて、第19条に規定するメーターの設置、第27条に規定する検針、第35条に規定する検査若しくは調査又は第37条に規定する給水の停止を拒み、又は妨げた者
 - (3) 給水装置の管理義務を著しく怠った者
 - (4) 第7条に規定する加入金、第26条に規定する料金又は第31条に規定する手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者
- (料金を免れた者に対する過料)

第41条 市長は、詐欺その他不正の行為によって加入金、料金又は手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 合併による検針日の変更に伴う検針期間の増加日数分は、第27条の規定にかかわらず、検針日変更前の基本料金に加算せず、基本水量及び超過水量は別表第2(2)により1か月分の規定水量を検針日変更前に加算し算定する。ただし、合併直前の検針日の翌日から変更された検針日前日の間で、使用を開始し、又は休止によりその日数が31日に満たない場合は、基本料金は1か月分で基本水量及び超過水量は、1.5月分で算定する。
- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の本庄市水道事業給水条例(平成10年本庄市条例第8号)又は児玉町水道事業給水条例(平成10年児玉町条例第7号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成19年3月26日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の加入金については、なお従前の例による。

附 則(平成20年12月26日条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の本庄市水道事業給水条例(以下「旧条例」という。)第5条第3号に規定する臨時用の用途区分として承認を受けている給水装置にあっては、改正後の第5条第1号に規定する一般用の用途区分として承認を受けたものとみなす。
- (経過措置)
- 3 この条例による改正後の別表第2の規定は、施行日以後に行う水道メーターの検針(以下「検針」という。)に係る料金について適用し、施行日前の検針に係る料金については、なお従前の例による。
- (旧本庄市水道事業区域に係る経過措置)
- 4 前項の場合において、施行日前に旧条例別表第2(1)に定める料金の適用を受けていた水道使用者であって、施行日以後に引き続き水道を使用するものの平成21年4月及び5月に行う検針に係る料金については、なお従前の例による。

附 則(平成25年12月27日条例第39号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第26条の規定は、施行日以後に行う水道メーターの検針(以下「検針」という。)に係る料金について適用し、施行日前の検針に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、施行日前から引き続き水道を使用している場合で、第27条第1項第1号の規定により平成26年4月に行う検針に係る料金並びに同項第2号の規定により平成26年4月及び5月に行う検針に係る料金については、なお従前の例による。

附 則(令和元年7月3日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第26条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う水道メーターの検針(以下「検針」という。)に係る料金について適用し、施行日前の検針に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、施行日前から引き続き水道を使用している場合で、第27条第1項第1号の規定により令和元年10月に行う検針に係る料金並びに同項第2号の規定により令和元年10月及び11月に行う検針に係る料金については、なお従前の例による。

附 則(令和2年1月6日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年12月28日条例第29号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日条例第22号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年9月27日条例第34号）

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う水道メーターの検針（以下「検針」という。）に係る料金について適用し、施行日前の検針に係る料金については、なお従前の例による。

3 前項の場合において、施行日前から引き続き水道を使用している場合で、第27条第1項第1号の規定により令和7年4月に行う検針に係る料金並びに同項第2号の規定により令和7年4月及び5月に行う検針に係る料金については、なお従前の例による。

附 則（令和7年6月27日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第7条関係）

メーター口径区分	加入金（1給水装置につき）
13ミリメートル	104,700円
20ミリメートル	230,300円
25ミリメートル	502,800円
40ミリメートル	1,540,000円
50ミリメートル	2,750,000円
75ミリメートル	6,930,000円
100ミリメートル以上	随時市長が定める。

備考 増径の際、旧口径のメーター口径がこの表にない場合の加入金は、直近の大きいメーター口径区分の加入金を旧口径の加入金とみなす。

別表第2(第26条関係)

用途		料率	基本料金(1月につき)		超過料金(1立方メートルにつき)
			使用水量	料金	
一般用	13ミリメートル		10立方メートルまで	990円	10立方メートルを超え30立方メートルまでの分 150円
	20ミリメートル(16ミリメートルを含む。)		10立方メートルまで	1,430円	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分 195円
	25ミリメートル		10立方メートルまで	2,450円	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分 215円
	30ミリメートル		10立方メートルまで	4,000円	100立方メートルを超え200立方メートルまでの分 235円
	40ミリメートル		10立方メートルまで	8,400円	200立方メートルを超える分 250円
	50ミリメートル		10立方メートルまで	16,000円	
	75ミリメートル		10立方メートルまで	37,000円	
	100ミリメートル		10立方メートルまで	57,000円	
	150ミリメートル以上		10立方メートルまで	127,000円	
集合用	13ミリメートル		10立方メートルに世帯等の数を乗じて得た水量まで	990円に世帯等の数を乗じて得た額	10立方メートルに世帯等の数を乗じて得た水量を超え30立方メートルに世帯等の数を乗じて得た水量までの分 150円
	20ミリメートル(16ミリメートルを含む。)			1,430円に世帯等の数を乗じて得た額	30立方メートルに世帯等の数を乗じて得た水量を超え50立方メートルに世帯等の数を乗じて得た水量までの分 195円
	25ミリメートル			2,450円に世帯等の数を乗じて得た額	50立方メートルに世帯等の数を乗じて得た水量を超え100立方メートルに世帯等の数を乗じて得た水量までの分 215円 100立方メートルに世帯等の数を乗じて得た水量を超え200立方メートルに世帯等の数を乗じて得た水量までの分 235円 200立方メートルに世帯等の数を乗じて得た水量を超える分 250円
浴場営業用			100立方メートルまで	7,000円	100立方メートルを超える分 100円